

北方指定居宅介護支援事業所

・重要事項説明書

当事業所は宮崎県の指定を受けています

宮崎県指定事業所番号
4572100081号

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

指定居宅介護支援事業所重要事項説明書

居宅介護支援とは

ご利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご利用者の心身の状況やご利用者とそのご家族等の希望を伺い、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご利用者及びそのご家族等並びに指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会
法人所在地	宮崎県延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4
電話番号	0982-32-6555
代表者氏名	会長 柳田 泰宏
設立年月日	昭和42年3月28日

2. 事業所の概要

事業の目的	要介護認定を受けた利用者への適正な居宅介護支援サービスの提供
事業所の名称	社会福祉法人延岡市社会福祉協議会 北方指定居宅介護支援事業所
事業所の所在地	宮崎県延岡市北方町川水流卯1420番地
電話番号	TEL0982-47-3303 FAX0982-47-2317
事業所の運営方針について	社会福祉法人延岡市社会福祉協議会 北方指定居宅介護支援事業所運営規程
開設年月日	平成18年2月20日

3. 事業実施地域

原則として延岡市内

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 (ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までの日を除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時15分

5. 職員の体制

事業所では、ご利用者に対して居宅介護支援サービスを提供する次の職種の職員を配置しています。

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管 理 者	業務の一元的な管理	1名(兼務)
介護支援専門員	居宅介護支援業務、相談、要介護認定調査	1名以上 (兼務を含む)

6. 利用料金【 別表 1 】

居宅介護支援を提供した際の利用料金については、要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※ただし、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、1カ月につき要介護度に応じて厚生労働大臣が定める基準額に応じた金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に出すと、全額払戻を受けられます。

7. サービスの内容

(1) 居宅サービス計画の作成

ご利用者の居宅を訪問し、ご利用者の心身の状況、環境等を把握した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮し、ご利用者やそのご家族へ複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を行い居宅サービス計画を作成します。その際、事業者はご利用者またはそのご家族等の同意を得て利用者の疾患に対する対応を円滑に行う目的や、または医療系サービスの利用を希望される場合、ご利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、ご利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。

〈居宅サービス計画の作成の流れ〉

- ①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- ②居宅サービス計画の作成にあたっては、当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公正中立な立場からご利用者又はそのご家族等に対して提供し、ご利用者にサービスの選択を求めます。また、医療系サービスの利用を希望される場合等は、ご利用者の同意を得て主治の医師等に意見を確認し指示を得ます。
- ③サービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。なお、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由については介護支援専門員に説明を求めることができますので遠慮なく申し出てください。
- ④特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立性の確保を図ることから事業者において前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合と、また前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合（上位3位まで）をご利用者またはそのご家族に説明させていただきます。なお前

項における前6か月間については前期（3月1日から8月末日）と後期（9月1日から2月末日）に作成されたケアプランが対象となります。

- ⑤介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に盛り込んだ居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その内容、利用料等についてご利用者及びそのご家族等に対して説明し、ご利用者の同意を得た上で、決定するものとします。
- ⑥居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画書をご利用者及び当該計画に位置づけた居宅サービス事業者等の担当者及び医療系サービスについて指示を受けた主治の医師等に対して交付します。

(2) 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご利用者及びそのご家族等、並びに居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新認定等に必要な援助を行います。
- ・ご利用者が、介護認定審査会により非該当、要支援となった場合は、地域包括支援センターとの連絡調整を行い、連携を図ります。

(3) 居宅サービス計画の変更

ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、当事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

(4) 介護保険施設等への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又はご利用者が介護保険施設等への入所を希望する場合には、介護保険施設等への紹介やその他の便宜を図ります。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) 介護支援専門員について

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替について

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。その際には、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②ご利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望される場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

9. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の保存

事業者では、居宅サービス計画、サービス担当者会議等の実施日時及び内容などを記録します。なお、居宅サービス計画等の記録は、サービス完結の日から5年間保存します。

(2) ご利用者の記録や情報の管理、開示について

事業者では、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者又は代理人(委任状を要する)より請求があった場合は、事業者の業務に支障のない時間帯でその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、ご利用者の負担となります。)

10. 主治の医師および医療機関等との連絡

ご利用者の不測の入院時に備え、退院後に円滑な在宅生活へ移行を支援することから、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。

また、入院時には、ご利用者またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

11. 守秘義務について

事業者は、居宅介護支援を提供する上で知り得たご利用者及びそのご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。また、従業者でなくなった後においても同様に対応します。

12. 苦情処理について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見などサービス利用に関するご相談、ご利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

延岡市社会福祉協議会 北方指定居宅介護支援事業所長

○相談窓口 電 話 : 0982-47-3303

FAX : 0982-47-2317

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までの日を除く)

※その他、延岡市社会福祉協議会では、苦情解決に社会性や客観性を確保し、ご利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を配置し直接苦情を受け付けます。

○相談窓口 電 話 : 0982-32-6555

FAX : 0982-35-5863

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までの日を除く)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

延岡市介護保険課 計画指導係	所在地：延岡市東本小路2-1 電話番号：0982-22-7069 F A X：0982-26-8227
宮崎県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地：宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター内宮崎県社会福祉協議会 電話番号：0985-60-0822 F A X：0985-60-0823
宮崎県国民健康保険団体連合会 (介護保険事務局)	所在地：宮崎市下原町231番地1 宮崎県国民健康保険団体連合会 介護保険事務局 電話番号：0985-35-5301 (苦情処理専用) F A X：0985-25-0268 (苦情処理専用)

1.3. 虐待防止に関する事について

事業者では、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律により虐待をうけたと思われるご利用者を発見した場合には、速やかに市へ報告します。この場合は守秘義務違反の責任を負わないものとします。

1.4. 緊急時又は事故発生時の対応方法について

事業者がご利用者に対して行う居宅介護支援の提供により、緊急事態や事故が発生した場合は、速やかにご家族に連絡を行うとともに、ご利用者の主治医又は医療機関へ連絡し、医師の指示に従うなど必要な措置を講じます。また、事業者に連絡するとともに、その原因を解明し再発防止のための対策を講じます。

1.5. 損害賠償について

事業者は、サービスの提供にあたってご利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	社協総合補償プラン
補償の概要	傷害事故・賠償事故・感染症事故

1.6. 看取り期における調整について

末期のがん等において、居宅サービス計画書作成にかかる一連の準備調整を行いサービス利用に係る書類等の作成を行うことで、サービス利用に至るまでにご利用者が死亡された場合であっても、介

介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められる支援については居宅介護支援の基本報酬の算定を行わせていただきます。

私は、指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 社会福祉法人延岡市社会福祉協議会
北方指定居宅介護支援事業所

介護支援専門員 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意いたしました。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

利用申込者

住所 延岡市北方町 _____

氏名 _____

ご家族

住所 _____

氏名 _____

(続柄 _____)